

発議第2号

後期高齢者医療制度を含む日本の保険医療制度の根幹を危うくするTPP環太平洋連携協定へは参加しないことを求める意見書について

後期高齢者医療制度を含む日本の保険医療制度の根幹を危うくするTPP環太平洋連携協定へは参加しないことを求める意見書について別紙のとおり提出する。

平成24年2月10日提出

提出者 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 井上 けんじ
提出者 同 上 安田 久美子

提案理由

地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に意見書を提出する必要があるので提案する。

後期高齢者医療制度を含む日本の保険医療制度の根幹を危うくするTPP環太平洋連携協定へは参加しないことを求める意見書（案）

政府はすでにTPP環太平洋連携協定への参加の方向を決めているが、これは、農業や政府調達等のみならず、医療の分野においても、我が国のすぐれた皆保険制度、保険医療制度の根幹を危うくするものである。特に米国はこれまで、日本医療の「市場化」を要求し、公的医療保険の給付範囲の縮小、医療機関経営への株式会社の参入等の圧力が強まっている。既に日本医師会もこのような動きに重大な懸念を表明している。

報道によると、米政府は、「混合診療」の全面解禁は対象外とする方針を日本政府に伝えたとのことであるが、一方、同報道では、薬品規制の見直し等々については、譲歩しない構えで難しい対応を迫られることには変わりはない、混合診療の全面解禁についても、いろいろなルートで引き続き日本に要求する可能性があるとも述べられている。

保険証一枚で、いつでもどこでも安心して診療が受けられるという日本のすぐれた皆保険制度は、曲がりなりにも、国民の命と健康を守ってきた。引き続き、高齢者をはじめ、すべての国民の命と健康を守るため、国民全てが保険で安心して医療を受けられる制度の堅持が求められている。TPPへの参加は、この制度の根幹を危うくするという懸念が払拭されていない。

よって、政府におかれては、TPPには参加しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2012年2月10日

京都府後期高齢者医療広域連合議会

提出先 内閣総理大臣 宛